○国土交通省告示第千二十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年九月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－1894	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ－ＶＱ37－７Ｖ36Ａ	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊎Ｇ－2036	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ－ＶＱ37－７Ｖ36Ｂ	〃
㊎Ｇ－2353	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ－ＶＱ37－７Ｖ36Ｃ	〃

○国土交通省告示第千二十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年九月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2497	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－１ＮＺＦＥ37	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊎Ｇ－2498	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ２ＺＲＦＡＥ20	〃
㊎Ｇ－2499	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ２ＺＲＦＡＥ21	〃

○国土交通省告示第千二十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年九月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－58Ｒ－020253	突入防止装置及び突入防止装置取付装置　Ｍａｚｄａ　ＳＫ１	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号

○国土交通省告示第千二十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年九月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2213	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＳＫＬ８－ＡＢＦ１	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号

○国土交通省告示第千二十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年九月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＴＤ－２	運行記録計　ＨＯＲＩＢＡ　ＨＩＴ－701	株式会社堀場製作所　京都府京都市南区吉祥院宮の東町２番地
㊎ＴＤ－３	運行記録計　ＨＯＲＩＢＡ　ＨＩＴ－702	〃
㊎ＴＤ－６	運行記録計　ＯＭＲＯＭ　Ｉｎｆｏｔｒｕｃｋ2000	〃
㊎ＴＤ２－13	運行記録計　ＨＯＲＩＢＡ　ＨＩＴ－802	〃
㊎ＴＤ２－17	運行記録計　ＨＯＲＩＢＡ　ＨＩＴ－1100	〃

○国土交通省告示第千二十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年九月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｃ－2055	年少者用補助乗車装置　カーメイト　ＣＭＳ006	株式会社カーメイト　東京都豊島区長崎５丁目33番地11号
㊎Ｃ－2056	年少者用補助乗車装置　カーメイト　ＣＭＳ007	〃
㊎Ｃ－2505	年少者用補助乗車装置　カーメイト　ＣＭＳ010	〃
㊎Ｃ－2506	年少者用補助乗車装置　カーメイト　ＣＭＳ011	〃
㊎Ｃ－2507	年少者用補助乗車装置　カーメイト　ＣＭＳ012	〃
㊎Ｃ－2511	年少者用補助乗車装置　カーメイト　ＣＭＳ013	〃
㊎Ｃ－2516	年少者用補助乗車装置　カーメイト　ＣＭＳ008	〃
㊎Ｃ－2530	年少者用補助乗車装置　カーメイト　ＣＭＳ016	〃
㊎Ｃ－2531	年少者用補助乗車装置　カーメイト　ＣＭＳ017	〃
㊎Ｃ－2532	年少者用補助乗車装置　カーメイト　ＣＭＳ018	〃

○国土交通省告示第千二十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年九月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－58Ｒ－020252	突入防止装置及び突入防止装置取付装置　Ｍａｚｄａ　ＬＹ１	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号

○国土交通省告示第千三十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十八年三月二十二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年九月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2643	一酸化炭素等発散防止装置　スカニア　ＤＣ13－115	スカニア　型式：不明　車台番号：ＹＳ２Ｋ６Ｘ20001893133　スカニア　型式：不明　車台番号：ＹＳ２Ｋ６Ｘ20001897601　スカニア　型式：不明　車台番号：ＹＳ２Ｋ６Ｘ	スカニアジャパン株式会社　東京都港区芝四丁目４番20号グーゴルプレックス・ミレニアムビル７階